平成２４年（フ）第２２号
香川県観音寺市琴浪町１丁目15番10号
債務者　遠山　義文
1　決定年月日時　平成24年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第２６号
香川県三豊市高瀬町上高瀬3256番地１
債務者　成行　靖子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第３１０号
高知市神田2125番地１　フォーレストＣ101号
債務者　長谷川勝也
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３１１号
高知市神田2125番地１　フォーレストＣ101号
債務者　長谷川智美
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３２７号
高知県南国市日吉町２丁目２番３号　ベルメゾン竹内　12号
債務者　向井　亜紀
1　決定年月日時　平成24年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２１３８号
福岡市西区周船寺２丁目15番47―101号
債務者　山口　鶴義
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１３９号
福岡市西区周船寺２丁目15番47―101号
債務者　山口　和子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０７号
福岡市南区長丘５丁目８番18号
債務者　西澤佐和子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１５号
福岡県筑紫郡那珂川町大字南面里629番地８
債務者　山口　　学
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１６号
福岡県筑紫郡那珂川町大字南面里629番地８
債務者　山口みどり
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３７８号
福岡市博多区東雲町２丁目１番11号
債務者　内堀智津子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３１７号
茨城県古河市久能853番地11、申立時の住所
福岡市東区西戸崎２丁目１番30―906号
債務者　鈴木　　司
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３４４号
福岡県春日市千歳町１丁目２番地１　メゾンドレーヴ103号
債務者　春木壮太郎
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３８３号
福岡市東区多の津５丁目５番８―206号
債務者　猪妻　靖志
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４８３号
福岡県大野城市川久保１丁目13番22号カーサ川久保201号
債務者　青木　涼一
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４９５号
福岡県大野城市牛頸４丁目11番31―１号シャトーグレイスＡ101号
債務者　世古　純一
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４９８号
福岡市東区香椎駅東３丁目25番40―210号
債務者　笹嶋かおり
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部